

愛知県介護事業所人材育成認証評価事業

人材育成や職場環境の改善等の取組が一定レベル以上の事業所を対象に認証証を交付することで、事業所の意識改革を行い、事業所が従業員に対する研修等を積極的に行うなど、事業所の人材育成等の取組を一層推進することを目的とした事業です。

1 事業内容

(1) 認証事業所の選定

介護サービス情報公表の調査を実施した事業所で認証評価を希望する事業所を対象に申請を募り、評価項目を満たしている事業所を、認証事業所として選定します。

認証事業所は、別紙「認証の評価項目及び認証基準」を全て満たしている必要があります。

なお、詳細については、高齢福祉課の Web ページで公表されている「介護事業所人材育成認証評価事業における認証基準及び確認（提出）書類」を参照してください。

「愛知県介護事業所人材育成認証評価事業」Web ページ

<https://www.pref.aichi.jp//soshiki/korei/aichininsyo.html>

(2) 認証事業所の決定及び認証証の交付

認証事業所の決定は県が設置する第三者評価推進会議で意見聴取のうえ行います。

なお、認証を受けた事業所に対しては、認証証交付式で認証証を交付する予定です。

(3) 連続認証の認証証の交付

3 年、5 年、10 年連続して認証を受けた事業所については、通常の認証証に加えて、連続認証の認証証を交付します。

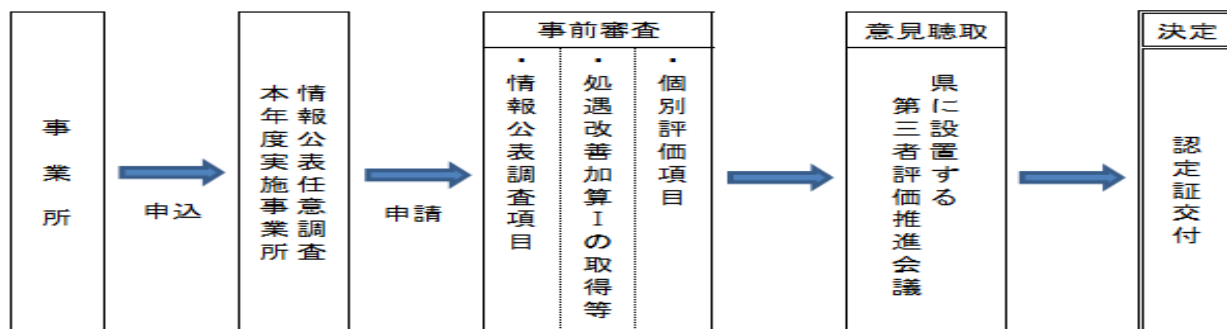
なお、令和 6 年度は 6 件の事業所が 3 年連続認証、8 件の事業所が 5 年連続認証、14 件の事業所が 10 年連続認証となりました。

2 申請方法

令和 7 年度の申請については、決定次第、高齢福祉課の Web ページでお知らせしますので、必要書類や提出先等の詳細については Web ページで御確認ください。

なお、対象事業所は、令和 7 年度介護サービス情報公表調査を任意で申し込んだ事業所が対象です。（義務調査の対象事業所は、愛知県介護事業所人材育成認証評価事業の対象外です。）

◎ 認証手続き（イメージ）



3 その他

「愛知県介護事業所人材育成認証評価事業ロゴマーク」について

本事業の普及啓発を図るため、平成30年5月より、認証事業所及び事業の趣旨に賛同する企業が名刺やホームページ等で使用することができるロゴマークの運用を開始しました。使用方法等の詳細につきましては、高齢福祉課介護保険指導第一、第二グループのWebページをご覧ください。

なお当該ロゴマークはA I C H Iのイニシャル「A」をモチーフに○を頭に見立て、

介護従事者が介護し、介護対象者が元気に生活する姿をイメージし、有能な介護従事者を育成する事業所を表現したものです。○を頭に見立てて、上部が介護従事者で介護対象者を包み込んで、介護対象者が上を見上げ、大きく両腕を広げているイメージです。



（参考）ロゴマークデザイン。

愛知県介護事業所人材育成認証評価事業

認証の評価項目及び認証基準

	評価項目	認証基準(全て必須)
1 の 育新 成規 体採 用者	①新規採用者育成計画(OJTを含む)の策定	・情報公表制度における評価項目「全ての「新任」の従業者を対象とする研修計画がある」をクリアしている
	②新規採用者研修(合同、派遣含む)の実施	・情報公表制度における評価項目「全ての「新任」の従業者を対象とする研修の実施記録がある」をクリアしている
	③OJT指導者に対する研修等の実施	・OJT指導者又はプリセプターの設置及び全職員への公表 ・OJT指導者やプリセプターに対する研修の実施
2 キ ャ リ ア パ ス と 人 材 育 成	①資質向上目標及び具体的計画の策定	・介護職員等処遇改善加算のキャリアパス要件Ⅱを満たしている
	②資質向上計画に係る研修の実施又は研修機会の確保	
	③能力評価の実施又は資格取得のための支援の実施 (受験対策講座の開催、受講料の負担、受験手数料の負担など)	
	④人材育成を目的とした意見交換(面談)の実施	
	⑤給与体系又は給与表の導入及び職員への周知	・介護職員等処遇改善加算のキャリアパス要件Ⅰ、Ⅲを満たしている
3 職 場 環 境	①休暇取得・労働時間縮減のための取組の実施 (休暇の計画取得促進、リフレッシュ休暇、誕生日休暇など)	・取組推進のための検討会議の開催 ・取組の実施及び全職員への周知
	②出産後復帰に関する取組の実施 (育児休業中のコミュニケーション、職場復帰プログラム、施設内保育所の設置、再雇用制度など)	・取組の実施及び全職員への周知
	③育児、介護を両立できる取組の実施 (柔軟な勤務制度、学校行事参加のための特別休暇制度、女性が働きやすい取り組みなど)	・取組の実施及び全職員への周知
	④健康管理に関する取組の実施 (相談体制の整備、夜勤ガイドラインなど)	・健康管理、増進に関する検討会議の開催 ・取組の実施及び全職員への周知
	⑤セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等の防止に関する取組の実施 (方針の明確化及び周知・啓発、相談体制の整備など)	・取組の実施及び全職員への周知 ・相談体制の整備
4 社 会 貢 献 等	①情報公表調査の任意の受審	・1年以内の情報公表調査を受審し、一定レベル以上である
	②地域との交流 (イベントへの地域住民の招待、実習やインターンシップ受入ガイドラインの作成、ボランティアの受入など)	・情報公表制度における評価項目「地域との連携、交流等を行っている」に関する3項目のうちいずれかをクリアしている
	③関係法令の遵守	・過去5年間指導監査において勧告又は行政処分を受けていない ・情報公表制度における評価項目「従業者に対する倫理、法令等の周知等」に関する2項目のいずれもクリアしている

※「2 キャリアパスと人材育成」の認証基準で、介護職員等処遇改善加算(新加算)Ⅰ～Ⅳを算定されている事業所
にあっては、評価項目①から⑤をそれぞれ満たしているとみなします。

介護技術コンテストについて（御案内）

概要

1. 事業目的

介護職員が日頃の業務で身に付けた介護技術を披露し、評価を受けることで、介護職員のモチベーションの向上に資するとともに、介護には何が必要か、どのような心得が必要かを介護従事者や県民に PR し、介護の仕事への理解を深めてもらうことを目的として、介護技術コンテストを開催します。

2. 令和7年度コンテストの開催予定

2 開催日時

2025 年 11 月 23 日（日曜日） 午後 0 時 30 分から午後 4 時まで（開場：正午）

2 開催場所

名古屋市中小企業振興会館（吹上ホール）7 階 メインホール
（名古屋市千種区吹上 2-6-3）

3 内 容

書類選考を通過した 10 名程度の方に実技を披露していただき、その中からグランプリ、準グランプリを各 1 名決定します。

3. その他

現在、出場者を募集しています。

書類選考により出場者を決定します。

（募集期間：2025 年 8 月 1 日（金曜日）～10 月 10 日（金曜日）

（応募先：㈱中日 NEXT（本事業受託者））

「あいち介護技術コンテスト 2025」Web ページ

<https://www.chunichi-next.com/event/aichi-kaigocon2025.html>

1 お泊りデイサービスの届出の義務化について

平成27年4月1日より夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス（いわゆるお泊りデイサービス）を提供する場合、**サービスの提供の開始前に指定権者へ届け出る**こととなりました。（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第95条）

愛知県所管の通所介護事業所がお泊りデイサービスを実施する際には、**事前**に所管の福祉相談センターへ**持参**で届け出る必要があります。地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護の事業所は市町村等へ届出を行ってください。

<届出に必要な書類：愛知県所管の場合>

- ・別添様式：指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する届出書
- ・参考様式3：事業所の平面図
- ・参考様式12：主要な場所の写真

※愛知県の指針や様式等を掲載していますので、確認の上、届け出てください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/syukuhakuday.html>

※届出の内容から変更があったときは、変更後10日以内に届け出る必要があります。

また、お泊りデイサービスを廃止するときは廃止する日の一か月前までに届け出てください。

※参考として、愛知県ではお泊りデイサービスの運営規程の例を用意しておりますのでご活用ください。

http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/application/form/form_index.html#unnei

2 お泊りデイサービスでのスプリンクラーの設置基準の見直しについて

消防法施行令の改正により、平成27年4月1日からスプリンクラー設備の設置基準の見直しがなされました。

お泊りデイサービスにおいて、要介護3から5までの利用者を主として利用させる場合は、原則として延べ面積にかかわらず設置することが義務付けられます。（下線部の取扱は消防署によって異なる場合があります）

※なお、割合が半数以上でない場合も、スプリンクラー設備を設置するよう努めるとともに、消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置してください。

「愛知県における指定通所介護事業所等で提供する 宿泊サービス事業の指針」の概要

1 目的

通所介護事業所で事業者が宿泊サービスを提供する場合に最低限遵守すべき指針（ガイドライン）となる事項を定めることにより、利用者の尊厳保持及び安全確保を図る。

2 適用の対象

通所介護事業所の設備の一部等を使用して、通所介護事業の営業時間外に、利用者に宿泊サービスを提供する事業所のうち県が所管するもの

- ただし、政令市、中核市、市町村所管の事業所についても、類似の指針等が定められていない場合は、この指針に準じて取扱う。
- 通所介護事業所と同一建物内の指定区画外または同一敷地の別の建物内において宿泊サービスを提供する場合も含む。
- 有料老人ホーム等他法・他制度に該当しないもの

3 主な指針

（１）基本方針

- 宿泊サービスの利用は、原則、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業所を含む）の介護支援専門員等が作成する居宅サービス計画（ケアプラン）への位置付けが必要であり、そのケアプランは適切なアセスメント及びサービス担当者会議の開催等一連のプロセスを経たものであること

（２）提供日数

- 短期間の利用として宿泊サービスを提供
- 利用者のやむを得ない事情により連続利用する場合でも、原則 30 日以内
- 連泊の上限 30 日を超える場合は、介護支援専門員等が実施状況の把握（モニタリング）を行い、期間延長の是非を判断
- 要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えない（年間の最大利用日数は、トータルでおおむね半年以内が目安）
- 居宅サービス計画作成に当たり、要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超える場合、市町村が介護支援専門員等に事前相談を求める場合には、あらかじめ調整を行う。

（３）人員配置

- 夜勤職員として介護職員又は看護職員を常時 1 名以上配置
- 責任者を定める。

(4) 宿泊設備

- 利用定員は通所介護事業所の定員の2分の1かつ9人以下
- 車椅子利用者への対応として、段差の解消や廊下幅の確保等の配慮
- 宿泊室の面積
＜個室＞1室あたり7.43㎡以上 ＜それ以外＞1人あたり7.43㎡以上
- 多床室の定員は1部屋あたり4人以下
- 個室以外はパーテーション等によりプライバシーを確保（カーテン不可）
- 男女同室とならないよう配慮
- 宿泊設備の基準を著しく下回る行為（著しく狭い空間での雑魚寝、プライバシーのない状態でのおむつ交換など）は、高齢者虐待に該当する可能性があり、利用者の尊厳と権利擁護に配慮
- 消防法その他法令上規定された設備の確実な設置
- 定員に対する要介護3以上の利用者の割合が半数以上の場合は、スプリンクラー設備を確実に設置することとし、割合が半数以上でない場合も、スプリンクラー設備を設置するよう努めること

(5) 運営関係

- 事前に利用申込者又は家族に、サービス内容等について説明し、同意を得る。
- 4日以上連続利用予定者は、宿泊サービス計画を作成
- 4日未満の利用者も反復的・継続的に利用する予定の者は計画を作成すること
- 緊急時等の対応（主治の医師や協力医療機関への速やかな連絡など）
- 衛生管理上必要な措置（布団カバー、敷布等は利用者1人ごとに洗濯したものと取り替えるなど）
- 苦情処理受付窓口の設置
- 事故発生時の対応（市町村への事故報告など）
- 県及び市町村が行う調査への協力
- 利用者に対する宿泊サービスの提供に関する記録を整備し、その完結した日から5年間保存すること

4 その他

- 宿泊サービスを行う事業者は、この指針で定める内容以上のサービス提供を目指すことを望む。
- 日中の通所介護サービスの提供に支障を来さないことが原則であり、運営規程を別に定め、通所介護と宿泊サービスの提供時間と会計は明確に区分
- 有料老人ホームに該当する場合（通所介護の指定区画外の宿泊場所に、実質的な「居住」利用者がいる場合）や旅館業法の適用を受ける場合（当該通所介護事業所の利用者以外の者を「業」として宿泊させる場合）には、関係法令に基づく手続きをとることを求める。
- 宿泊サービスを実施する事業者は、事前に指定権者へ届け出ること**

各市長村長殿

(政令市・中核市・東三河広域連合構成市町村を除く)

知多北部広域連合長殿

愛知県福祉局長

介護保険サービス事業者における事故発生時の報告の取り扱いについて（通知）

介護サービス事業者等は、平成 11 年 3 月 31 日付厚生省令第 37 号から第 41 号まで、平成 18 年 3 月 14 日付厚生労働省令第 35 号及び平成 30 年 1 月 18 日付厚生労働省令第 5 号で定める「事業の人員、設備及び運営に関する基準」により、サービスの提供によって事故が発生した場合には、市町村等へ報告をしなければならないことになっています。

従前、平成 14 年 3 月 18 日付 13 高福第 500 号「介護サービス事業者における事故報告等発生時の報告の取り扱いについて（通知）」の別紙「介護保険事業者における事故発生時の報告の取扱い」（標準例）（以下、「標準例」という。）を参考に事故報告の受付等をしていただいているところですが、今般、国様式例を参考に、別添のとおり、標準例の改正を行います。

なお、市町村において、既に報告の様式・取り扱いが定められている場合は、標準例によらずに差し支えありませんが、将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資する観点から、市町村において定める様式において別添様式の項目を含めることとしてください。

介護保険サービス事業者における事故発生時の報告の取扱い（標準例）

1 対象

介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者（以下、「事業者」という。）が行う介護保険適用サービスとする。

2 報告を要する事故等

事業者は、次の①～④の場合、市町村へ報告をする（注 1）。

報 告 事 項 区 分		報 告 内 容 説 明
①	サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生	・ <u>医師（施設の勤務医、配置医（以下、「勤務医等」という。）を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故及び死亡事故については、原則として全て報告すること。</u> ・ <u>※擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除く。</u> ・ <u>※勤務医等がいる施設においては、「勤務医等がいなかった場合に、外部受診させる程度か否か」で判断すること。</u> ・ 上記以外、ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合や利用者に見舞金や賠償金を支払った場合とする。 ・ 「サービスの提供による」とは、送迎・通院中も含むものとする。 ・ 利用者が病気等により死亡した場合であっても後日トラブルが生じる可能性が認められるものは報告するものとする。

②	食中毒及び感染症の発生	・MRSA、疥癬、インフルエンザ、結核、その他の感染症が発生した場合とする。 ・関連する法に定める届け出義務がある場合はこれに従うものとする。
③	職員（従業者）の法令違反・不祥事件等の発生	・利用者の処遇に影響があるものとする。 (例、利用者からの預り金の横領等)
④	その他、報告が必要と認められる事故の発生	・例、利用者等の保有する財産を滅失させた。等

3 報告の方法

(1) 事業者は、事故等が発生した場合、速やかに市町村へ報告（第一報）をする（注1）。当該報告は、市町村が指示する方法で行うこと。

(2) 事業者は、その後の経過について、順次市町村へ報告をする。

(3) 報告の様式は、別紙様式「事故報告書」を標準とする（注2）（注3）。

（注1）第一報の際は、別紙様式内の1から6までの項目について、可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。また、事故処理の区切りがついたところで、別紙様式に整理をし、報告すること。

（注2）2②から④までの場合は、適宜、「その他」や「詳細」欄を用いて、報告すること。

（注3）市町村で既に定められた様式がある場合は、それを用いても差し支えない。

4 報告先

事業者は、事故等が発生した場合、次の双方へ報告をする。

①被保険者の属する保険者（市町村）

②事業所が所在する保険者（市町村）

（注）報告には個人情報も含まれるため、各市町村ではその取扱いに十分注意をすること。

5 報告を受けた市町村の対応

報告を受けた市町村においては、事故等に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応に応じて保険者としての必要な対応を行うものとする。

この場合、当該被保険者の属する市町村（上記4の①）が主たる対応を行うものとするが、事業所等への事実確認等において必要がある場合は、事業所の所在する市町村（上記4の②）と連携を図り対応をするものとする。

〔必要な対応例〕

① 事業所の事故等に対する対応の確認

→ 必要に応じ事業所の対応への助言を行う。

例えば、事故等への対応が終了していないか、又は、明らかに対応が不十分である場合は、トラブルを未然に防ぐ意味からも必要な指導を行う。

② 県、国保連合会への報告

→ 指定基準違反の恐れがある場合や後日トラブルが発生する可能性がある判断される場合等重要と思われる事故等について、県に報告をするとともに特別指導が必要な場合には県と連携をとり指導をする。

（※県は、市町村の受け付け総件数等について別途報告を求めることがある。）

また、利用者等から苦情があった場合には、必要に応じ国保連の苦情処理機関と連携を図り対応する。

6 その他

この取り扱いは標準例であり、各市町村がすでに要領等を定めている場合は、その指示によること。

※ 下線部が今回、標準例改正箇所です。

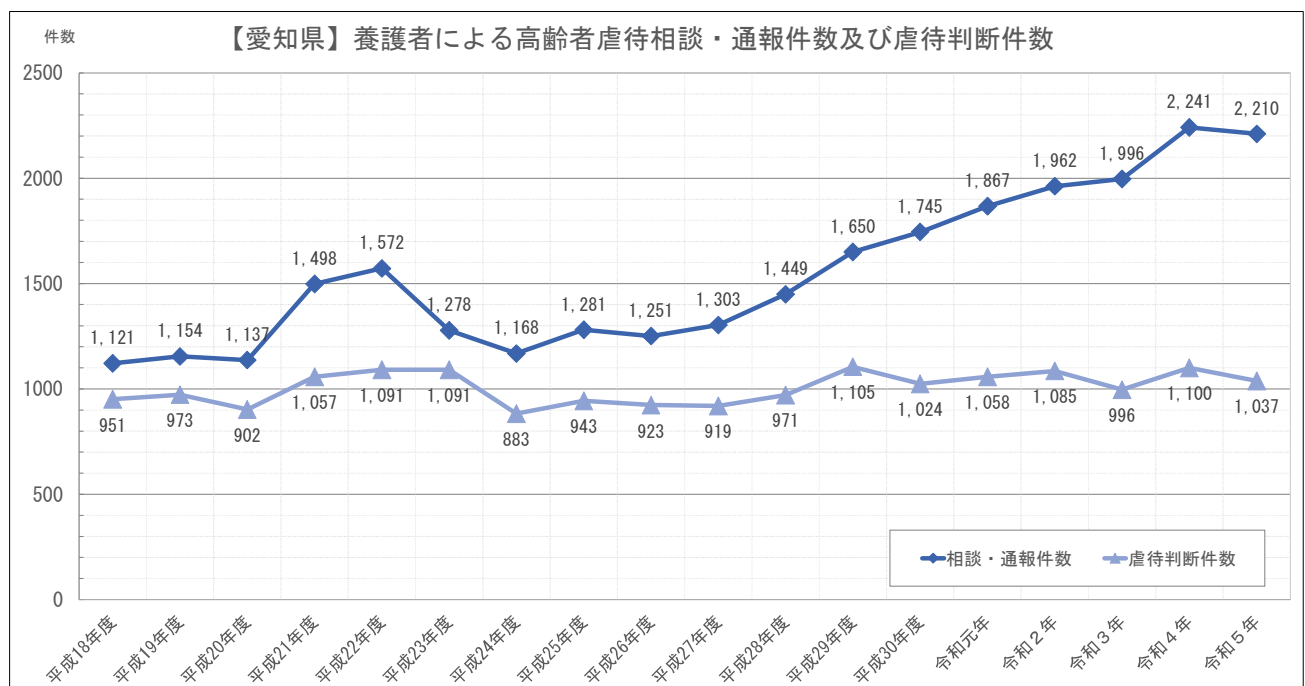
高齢者虐待防止について

愛知県福祉局高齢福祉課

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見し、その生命や身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村へ通報しなければならないとされている(第7条第1項、第21条第2項)ほか、高齢者の福祉に業務上及び職務上関係のある者は、高齢者虐待の早期発見に努めることとされています(第5条第1項)。

「高齢者虐待」とは、65歳以上の高齢者に対する下記の行為をいいます。

虐待の種類	行 為 (例)
身体的虐待	養護者又は養介護施設従事者等が高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること (例) 平手打ち、殴る、蹴る、物を投げつける、身体拘束、中から鍵をかけて長時間家に入れない 等
介護・世話の放棄・放任	養護者又は養介護施設従事者等が高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること (例) 入浴させない、水分や食事を十分与えない、必要な医療・介護保険サービスを制限する 等
心理的虐待	養護者又は養介護施設従事者等が高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと (例) 怒鳴る、ののしる、無視する、本人の意思や状態を無視しておむつを使う・食事の全介助をする 等
性的虐待	養護者又は養介護施設従事者等が高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること (例) 下半身を裸や下着のままで放置する、人前で排泄行為をさせる・おむつ交換をする 等
経済的虐待	養護者や高齢者の親族又は養介護施設従事者等が高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること (例) 日常生活に必要な金銭を渡さない、財産を無断で売却する 等



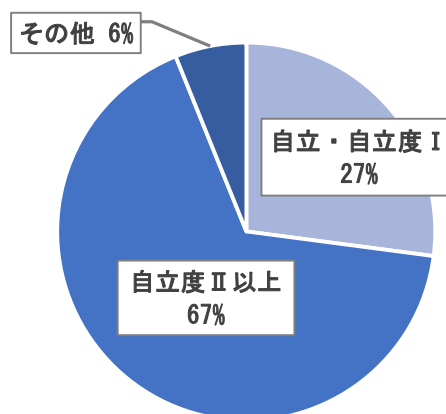
◇認知症と高齢者虐待

虐待されている高齢者（介護保険認定済）の7割弱の方は、認知症日常生活自立度Ⅱ以上の方です。

◇虐待は発見しにくい場合があります。

虐待をしている養護者や養介護施設従事者等には、虐待をしている認識がない場合も多く、また、虐待を受けている高齢者自身も虐待者をかばう、周囲に知られたくないなどの理由で虐待の事実を訴えにくく、高齢者虐待は発見しにくい状況にあります。

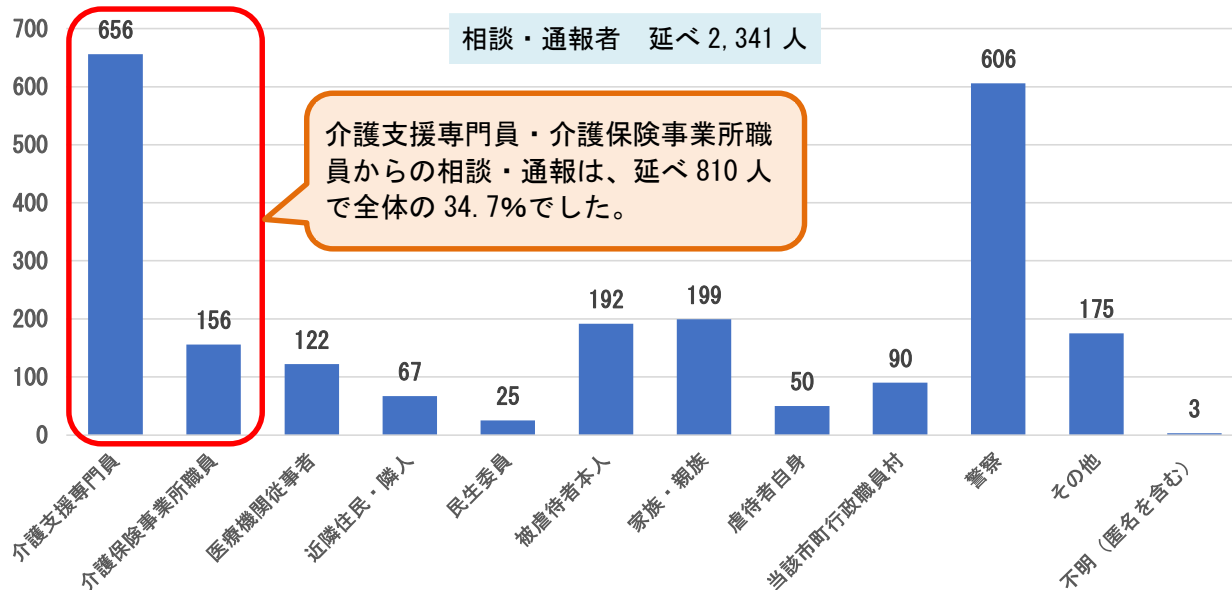
【愛知県】令和5年度養護者による高齢者虐待被虐待者の日常生活自立度



◇高齢者虐待の早期対応のために

虐待を早期に発見し、問題の深刻化を防ぐために、近隣住民の方々、民生委員や自治体などの地域組織、介護保険サービス事業者など高齢者を取り巻く様々な関係者が、高齢者虐待に対する認識を深め、虐待の兆候（サイン）に気づき、早期の対応に結びつけることが大切です。

【愛知県】令和5年度養護者による高齢者虐待 相談・通報者別人数（複数回答）



◇介護従事者の皆様へ

○虐待の通報は、守秘義務より優先されます。（第7条3項）

○市区町村や地域包括支援センターは、通報者を特定するような情報を漏らしてはならないとされています。（第8条）

日常業務において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに当該高齢者の居住している市区町村又は地域包括支援センターに相談・通報してください。

虐待かどうかを判断する必要はありません。

介護人材確保事業について

愛知県や愛知県社会福祉協議会では、介護事業所における人材の確保や就業後の定着を支援するため、さまざまな事業を実施しております。主なものをご紹介しますので、ぜひとも積極的にご活用ください。

【県事業】

- 福祉人材無料職業紹介所（愛知県社会福祉協議会に委託）
福祉分野において、求人者及び求職者双方からの申し込みを受け、雇用関係の成立を目指し、両者間に立ってマッチングを行っています。
求人のご登録等は、下記 URL または、県社協福祉人材センター直通番号までお願いします。
 - ◆web ページ 福祉のお仕事 (<https://www.fukushi-work.jp>)
 - ◆問い合わせ 052-212-5519（福祉人材センター人材養成部）
- あいち介護サポーターバンク（株式会社パソナに委託）
介護事業所でのボランティアや就業に興味を持つ方に、介護に関する入門的な研修を受講いただいたうえで、「あいち介護サポーター」として登録し、紹介を希望する介護事業所とのマッチングを行っています。
 - ◆紹介依頼方法 <https://kaigosupporterbank.pref.aichi.jp/>
 - ◆問い合わせ 0800-200-4415（フリーダイヤル）
- 介護従事者のメンタルヘルス研修事業（公益財団法人介護労働安定センターに委託）
介護現場における離職防止や定着促進を図るため、「介護従事者のメンタルヘルス研修」を管理者及び従事者向けにそれぞれ開催しています。介護職員の方に安心して働き続けていただくため、管理者と従事者の双方において、ストレスの仕組みやメンタルヘルスへの理解を深めて頂くことは大変重要です。ぜひご参加ください。
 - ◆web ページ
<https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/aichi/info/2025/14045.html>
 - ◆問い合わせ 052-565-9271（介護労働安定センター 愛知支部）

【愛知県社会福祉協議会事業】

- 法律相談等支援事業
介護事業所から、法律・財務・労務に関する相談を受け、それぞれの専門家が対応する、相談事業を実施しています。
 - ◆ご相談方法 ファクシミリ（052-212-5510）、又は電話
 - ◆個別相談 日程調整のうえ、対応可能
 - ◆問い合わせ 052-212-5509（施設福祉部）
- キャリアパス対応生涯研修
福祉・介護事業所の職員に対し、それぞれの階層に応じたキャリアビジョンを描き、それを達成するために必要なプロセスを学ぶ「キャリアパス研修」を実施します。
（処遇改善加算算定に役立つ研修となっています）
 - ◆対象者 介護事業所の職階層ごと（管理者、中堅、初任者 等）
 - ◆開催頻度 階層ごと研修、各 1～3 回（予定）
 - ◆問い合わせ 052-212-5516（福祉人材センター研修部）
 - ◆web ページ https://www.aichi-fukushi.or.jp/training/career_path.html

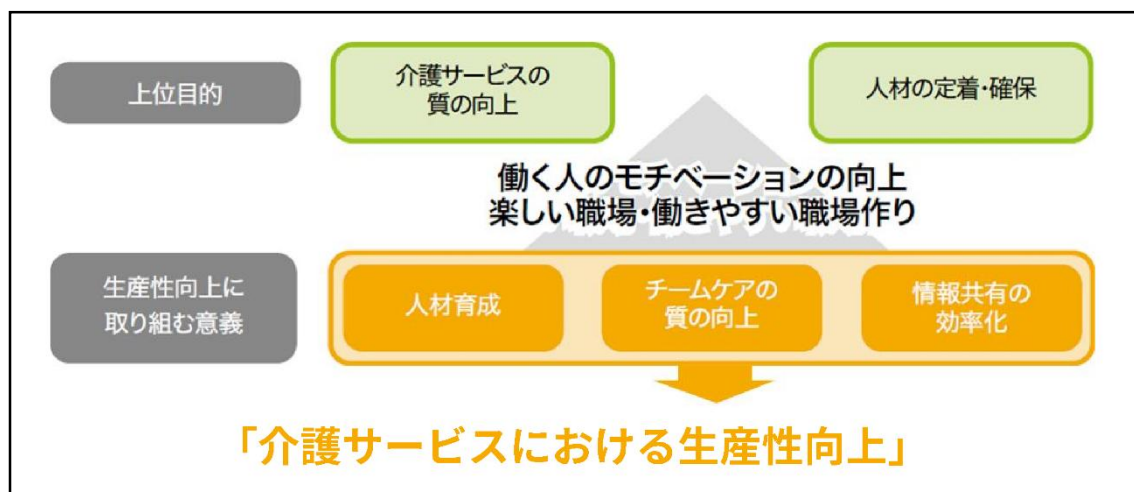
「あいち介護生産性向上総合相談センター」について

愛知県では、介護現場における生産性向上の取組を推進するため、生産性向上の取組に関する各種相談や支援を行うワンストップ型の総合相談窓口となる「あいち介護生産性向上総合相談センター」を昨年度開設しました。

当センターでは、生産性向上の取組に関する研修会や介護ロボット・ICT機器の展示会の開催・試用貸出のほか、相談員が介護サービス事業所の業務改善等に関する御相談に対応いたしますので、お気軽に御相談ください。

○介護サービスにおける生産性向上の捉え方

介護現場における生産性向上とは、介護ロボット等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、職員の業務負担の軽減を図るとともに、業務の改善や効率化により生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、利用者と職員が接する時間を増やすなど、介護サービスの質の向上にも繋げていくこととされています。



○あいち介護生産性向上総合相談センターの概要

1 設置場所

名古屋市中村区名駅南 2-14-19 住友生命名古屋ビル 14階
介護労働安定センター愛知支部内

2 対象者

愛知県内の介護サービス事業所等

3 相談方法・受付時間

電話：午前9時から午後5時まで（土日祝・年末年始は除く）

<専用ダイヤル：052-526-8609>

FAX：052-565-9272

※相談内容に応じて、対面による御相談にも対応します。

まずは、専用ダイヤルへ御連絡ください。

課題が明確な場合は、下記記載の Web サイトに掲載しているチラシ「生

産性の向上・業務改善に関する無料相談について」の裏面の無料相談申込書に相談事項を記載の上、FAXいただきますと、相談がスムーズに進みます。

4 相談費用

無料

5 生産性向上の取組に関する情報発信

あいち介護生産性向上総合相談センターのWebサイトでは、介護現場における生産性向上の取組に関する各種情報をとりまとめています。

<Webサイト：<https://kaigoseisansei.pref.aichi.jp/>>

6 主な支援内容

(1) 各種相談への対応（相談窓口の設置）

生産性向上・業務改善に関する各種相談に対応します。

介護サービス事業所の抱える課題の解決策を共に検討し、必要に応じ、専門家・関係機関を交えて対応します。

(2) 生産性向上に向けた研修会の開催

生産性向上を目指すに当たっての業務改善、そこでの大きな支援ツールとなる介護ロボット・ICT機器の利活用等についての研修会を開催します。

(3) 介護ロボット・ICT機器の展示会の開催

生産性向上・業務改善に活用できる代表的な介護ロボット・ICT機器の展示会を開催します。

(4) 介護ロボット・ICT機器の試用貸出

介護ロボットやICT機器の導入に向け、使い勝手や効用について事前に確認いただくために、各種機器の貸出をします。

(5) 専門家による伴走支援

県内の業務改善等に取り組むモデル的な事業所を創出するため、介護サービス事業所における業務改善の取組に対して、専門家による個別の支援を実施します。

(6) 生産性向上関連の情報提供

生産性向上に関する事業の情報を収集し、介護サービス事業所等への情報提供を行います。

※支援内容の詳細（試用貸出機器等）については、「5 生産性向上の取組に関する情報発信」に記載のWebサイトにおいて随時更新を行っておりますので、ご確認ください。

愛知県高齢福祉課で実施する介護従業者等を対象とする各種研修について（御案内）

研修名称	目的	日程	対象者	定員	参加費	募集期間	委託先	問合せ先
介護老人保健施設職員資質向上研修	地域包括ケアシステムに関する研修を行い、在宅復帰への調整の幅を広げ、在宅医療・介護連携体制を推進する	未定	愛知県内の介護老人保健施設に勤務する職員（職種不問）	80名	無料	令和7年12月中旬（予定）	一般社団法人愛知県老人保健施設協会	介護保険指導第一グループ
2025年度ユニットケア施設管理者研修	ユニットケア管理者、ユニットリーダー研修の運営及びユニットリーダーの育成並びにユニットケアの推進のため開催	1期：第1回～第3回（5月～7月） 2期：第4回～第6回（8月～10月） 3期：第7回～第9回（11月～1月） 4期：第10回～（2月～）未定	ユニットケア施設等の管理者または管理者となる予定の者のうち、推進センターによって選考された者	オンライン：各50～100名 集合研修：各20～40名 （※会場規模による）	39,000円	1期～2期 募集終了 3期 11月18日～1月30日	一般社団法人日本ユニットケア推進センター	介護保険指導第一グループ
2025年度ユニットリーダー研修	ユニットケア管理者、ユニットリーダー研修の運営及びユニットリーダーの育成並びにユニットケアの推進のため開催	1期：第1回～第12回 講義・演習：5月～7月 実地研修：5月下旬～8月下旬までの指定された4日間 2期：第13回～第22回 講義・演習：8月～10月 実地研修：9月～12月初旬までの指定された4日間 3期：第23回～第31回 講義・演習：11月～1月 実地研修：11月～2月初旬までの指定された4日間 4期：第31回～未定 講義・演習：2月～ 実地研修：	ユニットケア施設等に勤務している職員または勤務する予定の職員（原則として、研修受講年度またはその翌年度に開設するユニットケア施設に勤務する予定の職員とする。）であって、各ユニットにおいてユニットリーダーとなる者のうち、推進センターによって選考された者	オンライン：各100～150名 集合研修：各20～40名 （※会場規模による）	103,000円	1期～2期 募集終了 3期 11月5日～1月28日	一般社団法人日本ユニットケア推進センター	介護保険指導第一グループ
2025年度ユニットリーダー研修実地研修施設を目指すためのセミナー	実地研修施設になるには？実地研修施設になると何が変わるか？どんな効果をもたらすかを知ってもらうために開催	開催日：令和7年11月4日（火） 開催方法：オンライン開催（ZOOM）	実地研修施設を目指すユニットケア施設の「施設管理者」と「現場責任者」の2名	特になし	無料	募集終了	一般社団法人日本ユニットケア推進センター	介護保険指導第一グループ
ユニットケアセミナー	ユニットケアの原点とは何だったのか、ユニットケアをどう捉え、何を大事にするケアなのか ユニットケアの普及および推進を図る	開催日：令和7年9月30日（火）仙台会場 開催日：令和7年10月9日（火）高松会場 開催日：令和7年11月26日（水）金沢会場	ユニットケアの原点に立ち返り、あらゆる立場、属性の方を対象	集合研修：各75～150名 （※会場規模による）	3,300円	仙台 高松会場：終了	一般社団法人日本ユニットケア推進センター	介護保険指導第一グループ
介護事業所ハラスメント対策研修	各事業所においてカスタマーハラスメントを始めとするハラスメントの未然防止や発生直後に求められる対応方法等の取り組みを支援し、事業者及び介護従事者の負担の軽減を図る	第1回 令和7年11月25日（火） 第2回 令和8年1月16日（金）	介護事業所の管理者・リーダー層	各回170名	無料	第1回 令和7年11月7日まで 第2回 令和7年12月26日まで ※定員数に達し次第終了	株式会社一	介護保険指導第一グループ
介護職員処遇改善加算等取得促進WEBセミナー	介護職員等処遇改善加算についての概要、要件及び配分ルール等の理解促進を図り、円滑な処遇改善加算を取得を支援することで、職場定着（利殖防止）や採用への促進を図る。	令和7年10月27日（月）～令和8年1月31日（土）	愛知県内の介護職員等処遇改善加算算定対象事業所	定員なし	無料	令和7年10月1日（水）～ 令和8年1月19日（月）	公益財団法人 介護労働安定センター 愛知支部	介護保険指導第一グループ
認知症対応型サービス事業管理者研修	認知症対応型サービス事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術の習得	第1回 令和7年10月27日（月）、28日（火） 第2回 令和7年12月25日（木）、26日（金）	指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定複合型サービス事業所の管理者又は管理者になることが予定される者	各100名	5,500円	第1回 募集終了 第2回 募集終了	一般社団法人愛知県介護福祉士会	介護保険指導第二グループ
認知症対応型サービス事業開設者研修	認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識の修得	講義：令和7年11月6日（木） 現場体験：令和7年11月7日（金）から2週間以内の任意の1日	指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業者、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者又は代表者となる具体的な予定のある者	30名	7,000円	募集終了	社会福祉法人ともいき福祉会	介護保険指導第二グループ
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	利用者及び事業の特性を踏まえた小規模多機能型居宅介護事業計画又は看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するために必要な知識及び技術の修得	令和7年3月9日（月）、10日（火）	指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者に従事する予定の者	40名	調整中	調整中	株式会社オリジン	介護保険指導第二グループ

小規模多機能型居宅介護 介護支援専門員フォローアップ研修	利用者本位の適切な計画の立案及び質の高い小規模多機能型居宅サービスを提供するために、小規模多機能型居宅介護事業所で求められる介護支援専門員の能力の向上を図る	令和7年3月9日(日)	小規模多機能型居宅介護等に勤務する介護支援専門員等	50名	1,000円(昼食代)	令和7年3月1日まで	一般社団法人愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会	介護保険指導第二グループ
介護施設等重症化予防リハビリテーション専門職育成事業	介護施設等に入所する高齢者の自立支援に資するため、重症化予防等介護予防リハビリテーションに精通した理学療法士等が、現場で働く機能訓練指導員に対し研修を行う	令和7年10月8日(水)	通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等で機能訓練指導員として従事される方、もしくは今後機能訓練指導員として従事する予定の方を中心に、看護職員、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等	100名	無料	募集終了	公益社団法人愛知県理学療法士会	介護保険指導第二グループ
サービス提供責任者研修	サービス提供責任者に求められる資質である適切なアセスメント、訪問介護計画の作成、他の訪問介護員の調整、指導、教育などに必要な研修	全6日間 36時間 令和7年9月25日(木)、9月30日(火)、10月3日(水)、10月21日(火)、10月28日(木)、11月3日(月)	サービス提供責任者に従事している者又は今後愛知県内の事業所にサービス提供責任者として従事することが確実な者	100名	無料	募集終了	一般社団法人愛知県介護福祉士会	介護保険指導第二グループ
介護職員口腔ケア研修	介護職員が口腔に関する知識及び技術を以て適切な口腔ケアやそれに伴う自立支援が行えるような研修	令和7年10月9日(木)	介護保険事業所の介護職員	80名	無料	募集終了	一般社団法人愛知県歯科医師会	介護保険指導第二グループ
介護施設等防災リーダー養成研修	防災知識に精通した専門家による、利用者の身近で働く介護職員に対する、防災に関する研修	座学 Web講習、2時間30分程度 集合研修 令和7年11月20日(木)、11月21日(金)、12月11日(木)、12月12日(金)、令和8年1月29日(木)、1月30日(金)のうち1日	高齢者介護施設・事業所等に勤務する職員	各60名	無料	募集終了	愛知医科大学 災害医療研究センター	介護保険指導第二グループ
介護支援専門員法定外研修事	介護支援専門員向けに、法定研修と地続きとなる法定外研修を実施することで、実践的な介護支援専門員を養成していく。	①「適切なケアマネジメント手法」 令和7年9月14日(日) ②「地域資源との連携」 未定 ③「ファシリテーション研修」(基礎編) 令和7年9月6日(土) ④「ファシリテーション研修」(応用編) 令和8年2月28日(土)	介護支援専門員(②のみ地域包括ケア関係者、行政機関を含む)	①、②各150名 ③、④各50名	無料	①募集終了 ②未定 ③募集終了 ④未定	一般社団法人愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会	介護保険指導第二グループ
高齢者権利擁護推進員養成研修	身体拘束の廃止に向けた取組など介護現場での権利擁護のための取組を推進するため	令和7年10月7日(火) 令和7年10月8日(水) 令和7年12月3日(水)	介護施設等の施設長、介護主任等、高齢者虐待防止措置や身体拘束等の適正化等の高齢者の権利擁護のための取組を施設等内で指導的立場から推進することができる職員。	100名	無料	募集終了	認知症介護研究・研修大府センター	施設グループ
看護実務者研修	身体拘束の廃止に向けた取組など介護現場での権利擁護のための取組を推進するため	令和7年11月5日(水) 令和7年11月6日(木)	介護施設等の現場において、実際に保健医療サービス及び福祉サービスを提供している看護職員	50名	無料	募集終了	公益社団法人愛知県看護協会	施設グループ
認知症介護基礎研修	認知症介護に係る基礎的な知識・技術等を身につけ、基礎的なサービス提供を行えるようにするため	eラーニングにより通年実施	介護保険施設・事業所等において、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者	定員なし	【認知症介護研究・研修仙台センター】 3,000円 【株式会社クーリエ】 無料	通年募集	いずれも愛知県知事が指定する法人 ・認知症介護研究・研修仙台センター ・株式会社クーリエ	認知症施策推進グループ

認知症介護実践者研修	認知症介護の理念、知識・技術を修得するとともに、地域の認知症ケアの質向上に関与できるようにするため	【愛知県社会福祉協議会】 ①6月18日・19日、7月2日・3日、8月8日 ②7月16日・17日・30日・31日、9月5日 ③10月1日・2日・16日・17日、11月21日 ④10月21日・22日、11月5日・6日、12月18日 【愛知県介護福祉士会】 第1月19日・20日、2月3日・4日、3月13日 【ともいき福祉会】 11月26日・27日、12月11日・12日、翌1月22日 【日本認知症G H協会】 ①8月19日・20日・26日・27日、10月9日 ②12月～翌1月	認知症介護基礎研修の修了者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であり、身体介護に関する基本的知識・技術を修得しているものであり、概ね実務経験2年程度の者	【愛知県社会福祉協議会】 ①100名②100名 ③80名④80名 【愛知県介護福祉士会】 72名 【ともいき福祉会】 40名 【日本認知症G H協会】 ①40名②40名	【愛知県社会福祉協議会】 43,000円 【愛知県介護福祉士会】 43,000円 【ともいき福祉会】 43,000円 【日本認知症G H協会】 ①会員20,000円/非会員25,000円 ②会員25,000円/非会員50,000円	【愛知県社会福祉協議会】 ①～④募集終了 【愛知県介護福祉士会】 10月1日～31日 【ともいき福祉会】 募集終了 【日本認知症G H協会】 ①募集終了 ②未定	いずれも愛知県知事が指定する法人	認知症施策推進グループ
認知症介護実践リーダー研修	より実践的な知識・技術を修得すること及び地域の認知症施策の中で様々な役割を担えるようにするため	【愛知県介護福祉士会】 ①5月15日・16日・29日、6月12日・13日、7月24日 ②9月3日・4日・25日、10月8日・9日、11月17日 【日本認知症G H協会】 10月20日～24日、12月5日	介護保険施設・事業所等において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者であり、かつ、ケアチームのリーダー又はリーダーになることが予定される者であって、認知症介護実践研修を修了し1年以上経過している者（ただし、介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ、1,800日以上の実務経験を有する者については、実践者研修の修了に関わらず研修対象者となる）	【愛知県介護福祉士会】 ①76名②76名 【日本認知症G H協会】 40名	【愛知県介護福祉士会】 55,000円 【日本認知症G H協会】 会員30,000円/非会員50,000円	【愛知県介護福祉士会】 ①・②募集終了 【日本認知症G H協会】 募集終了	いずれも愛知県知事が指定する法人	認知症施策推進グループ
認知症介護指導者養成研修	認知症介護実践者研修等を企画立案し、講義等の講師を担当できる知識・技術を習得すること及び介護保険施設・事業所等における介護の質の改善について指導するとともに、自治体等における認知症施策の推進に寄与できるようにするため	①6月9日～20日・23日～8月1日、8月4日～8日 ②9月8日～19日・22日～10月31日、11月3日～7日 ③12月8日～19日・22日～翌2月6日・9日～13日	次のア～オのすべてを満たした者 ア 医師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者 イ 介護保険施設・事業所等に従事している者 ウ 福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者 エ 民間企業で認知症介護の教育に携わる者 オ 認知症介護実践研修修了者又はそれと同等の能力を有すると県が認めた者 エ 認知症介護基礎研修または認知症介護実践者研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事することが予定されている者 オ 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者	各回22名 (県費負担枠2名)	230,000円	募集終了	認知症介護研究・研修大府センター	認知症施策推進グループ
認知症介護指導者フォローアップ研修	認知症介護指導者養成研修修了者に対し、一定期間ごとに最新の認知症介護に関する専門的な知識や指導方法を修得させることにより、第一線の介護従事者に対して最新の認知症介護技術を的確に伝達できるような体制を整えるため	①8月26日・27日、10月15日・16日、11月27日・28日 ②翌3月9日～13日	認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事又は従事することが予定されている者であり、認知症介護指導者養成研修終了後1年以上を経ている者	各回30名 (県費負担枠2名)	190,000円	募集終了	認知症介護研究・研修大府センター	認知症施策推進グループ
介護従事者のメンタルヘルス研修	介護職からの離職防止や定着促進のため、メンタルヘルスに特化した研修を行う。	【管理者向け】 9月16日～1月19日（計7日間、計7回開催、県内4か所） 【介護従事者向け】 9月17日～1月19日（計30日間、計35回開催、県内30か所）	【管理者向け】 介護保険事業所において管理監督の立場にある方 【介護従事者向け】 介護保険事業所に勤務する介護職員等	【管理者向け】 各会場100名～110名 【介護従事者向け】 各会場30名～50名	無料	開催日の1週間前まで募集受付	公益社団法人介護労働安定センター	介護人材確保グループ
生産性向上に向けた研修会	介護事業者等に、業務改善の手法や必要性等を学んでもらうことにより、介護現場における生産性向上の取組の推進を図る。	令和7年6月19日（木）	県内の介護事業者、介護職員等	80名	無料	募集終了	公益財団法人介護労働安定センター	介護人材確保グループ

生産性向上に向けたWEBセミナー「介護現場における生産性向上について」	介護事業者等に、業務改善の手法や必要性等を学んでもらうことにより、介護現場における生産性向上の取組の推進を図る。	令和7年6月16日（月）～令和8年3月31日（火）まで実施	県内の介護事業者、介護職員等	定員なし	無料	通年募集	公益財団法人 介護労働安定センター	介護人材確保グループ
福祉関係就職バックアップセミナー	福祉の仕事の経験のない方や再就職を希望する方等を対象とし、現役の介護職員を講師として招き、映像を交えながら、介護の現場を紹介する。	【基礎コース】 令和7年6月21日（土）	福祉の仕事の経験のない方や再就職を希望する方等	100名	無料	募集終了	愛知県社会福祉協議会	介護人材確保グループ
介護の仕事カムバック研修会	介護の職場へ再就職を希望する方等を対象とし、介護技術などの介護業務を行う上で必要な知識を再習得できるようにする。	第1回 令和7年9月9日（火） 第2回 令和7年12月7日（日）	介護の職場へ再就職を希望する方等	各回100名	無料	定員数に達するまで	愛知県社会福祉協議会	介護人材確保グループ
職場環境改善管理者向け研修会	介護事業所等の管理者等に対し、職場環境の改善を目的とした研修会を開催することで、人材が定着する職場の構築を促進する。	9月25日(木)、10月2日(木) 10月7日(火)、10月23日(木) 10月31日(金)、11月7日(金)	介護事業所等の管理者等	50名	無料	募集終了	愛知県社会福祉協議会	介護人材確保グループ

STOP ハラスメント

介護現場のハラスメント対策研修会

職員と職場を守る、 管理者のためのハラスメント対策。

『また、あの人が…』と悩む前に。
現場に寄り添う、実践的な学び。

近年、介護現場でのハラスメント被害の相談件数は増加傾向にあり、問題の深刻化が進んでいます。2022年の制度改定によりすべての事業所にハラスメント防止措置が義務化され、管理者にはより高い対応力と現場での判断力が求められるようになりました。

本研修では、基礎知識と具体的な対応方法を事例とともに学びます。
“見て見ぬふり”をしない管理者になる一步を、ここから踏み出しましょう。

【資格・認定】

介護福祉士
福祉サービス第三者評価調査員（三重県・愛知県）
日本産業カウンセラー協会認定 産業カウンセラー
パフォーマンス心理士／エグゼクティブパフォーマンスインストラクター（内閣府公認）
交流分析応用心理士教授・人間関係心理士エキスパート職
プロフェッショナル・キャリア・カウンセラー®／エイジング・アドバイザー®
心理医療科学指導員・スクール臨床心理指導員
ゲートキーパー研修講師

【専門分野】

自己表現力を高めるコミュニケーション指導を中心に、人材育成、キャリア支援、福祉・教育・企業研修、カウンセリング、講演活動を実施。人間関係の信頼を築く基盤となる「パフォーマンス学」「人間関係心理学」を理論化・体系化し、現場に根差した研修と教育を実現。

【著書】

『コミュニケーション&ビジネスマナー 自己表現を身につけコミュニケーション力を磨く』
（有）幸プランニング／SEP 自己表現能力出版部

講師プロフィール



長野 ゆき子氏

人材育成コンサルティング有限会社
幸プランニング 代表取締役

介護福祉士としての実務経験を基盤に、産業カウンセラー・キャリアカウンセラーとして幅広く活動。大手生保会社での指導所長や役員秘書の経験を活かし、企業・行政・大学・福祉施設などで人材育成やコミュニケーション研修を展開。

日程・会場

第1回

2025年11月25日（火）

（13:30～16:30）

刈谷産業振興センター 401 号室



（会場情報はこちら）

第2回

2026年1月16日（金）

（13:30～16:30）

名古屋ウイंकあいち 901 号室



（会場情報はこちら）

対象

介護事業所の管理者・リーダー層

定員

各会場 170 名

※定員に達し次第、受付を終了させていただきます。

申込締切

【第1回】2025年11月7日（金）

【第2回】2025年12月26日（金）

参加費
無料

お気軽にご参加ください

申込方法は裏面をご覧ください ▶▶▶

導
入

10分 研修の目的

- 『なぜ今、ハラスメント対策が重要か』を最新データと共に共有し、研修の目的を明確にします。

【知識編】
第1部

40分 介護現場のハラスメントを構造的に理解する

- パワハラ、セクハラ、カスハラ等の定義と、事業者に課せられる法的義務（安全配慮義務）を解説。
- 「認知機能の低下に伴う言動」「ご家族の期待と不安」など、介護現場特有のハラスメント発生背景を構造的に理解します。

【実践編①】
第2部

60分 ワークショップ：ハラスメントを未然に防ぐ予防的コミュニケーション

- 『このくらい、ついでにやってよ』といった介護保険外サービス要求など、具体的な場面を設定。
- 相手を尊重しつつ、断るべきことは毅然と伝える「アサーティブコミュニケーション」の手法を学び、ロールプレイングで実践します。

【実践編②】
第3部

50分 ケーススタディ：発生時の管理者としての初期対応

- 「職員から『利用者様に暴言を吐かれ、精神的に辛い』と相談された」という事例を使用。
- 管理者が取るべき行動（①職員のケア、②事実確認と記録、③組織としての対応方針決定）を時系列で学び、対応力を高めます。

まとめ

20分 組織力強化と明日へのアクション

- 「相談窓口設置マニュアル(案)」や「事業所内研修用の簡易資料」など、自社に持ち帰り組織として取り組むためのツールを紹介。
- 質疑応答を通じて、個別の疑問を解消します。

お申し込み方法（下記 WEB または FAX でお申し込みください。）

①WEB（申込フォーム）

こちらのQRコードよりお申し込みください▶



②FAX 052-508-7573

参加申込書

申込人数 (※最大2名) 名	フリガナ	
	代表者 氏 名	役 職
連 絡 先 () メールアドレス		
事業所名		事業所番号 2 3
参加希望 会 場	☐ 【第1回】2025年11月25日(火)13:30～16:30 刈谷産業振興センター 401号室 ☐ 【第2回】2026年1月16日(金)13:30～16:30 名古屋ウインクあいち 901号室	
参 加 者 (代表者除く)	フリガナ 氏 名	

※ご記入いただいた個人情報は、本セミナーの運営およびご連絡のために使用し、適切に管理いたします。法令に基づく場合を除き、第三者に提供することはありません。内容をご確認のうえ、同意いただける場合はチェックをお願いします。

☐ 同意します。